

10. 入居収入基準と裁量階層世帯

市営住宅に入居する方は、月額所得が次の入居収入基準以内である必要があります。また、入居世帯の月額所得により、家賃が決まります。各部屋の家賃は別表をご覧ください。

①入居収入基準

	一般世帯	裁量階層世帯
公営住宅	158,000円	214,000円
更新住宅 (第一和泉団地3、4棟)	158,000円	

※月額所得の計算方法は13～15ページをご覧ください。

②裁量階層世帯

公営住宅には裁量階層世帯があり、下記に該当する7世帯は、入居収入基準が緩和されています。なお、更新住宅には裁量階層世帯がありません。そのため、入居収入基準が一律158,000円となります。

	該当世帯	要件
1	子育て世帯	同居者に中学校修了前の子どもがいる世帯
2	高齢者世帯	申込時点で入居申込者が満60歳以上であり、かつ、同居者のいずれも満60歳以上又は18歳未満の者のみで構成される世帯
3	障がい者世帯	以下のいずれかの手帳の交付を受けている者を含む世帯 ア. 身体障害者手帳1～4級 イ. 精神障害保健福祉手帳1～2級 ウ. 療育手帳A
4	戦傷病者世帯	戦傷病者手帳の交付を受け、以下のいずれかの障がい程度に該当している者を含む世帯 ア. 恩給法別表第1号表ノ2の特別項症～第6項症 イ. 恩給法別表第1号表ノ3の第1款症
5	原子爆弾被爆者世帯	医療を要する負傷又は疾病を持ち、当該負傷等が原子爆弾によるものである旨の厚生労働大臣の認定を受けている者を含む世帯
6	海外引揚者世帯	海外からの引揚者(終戦に伴って発生した事態に基づき、海外から本邦に永住を目的として帰国する者)で、本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者を含む世帯
7	ハンセン病療養所入所者世帯	国立ハンセン病療養所又はその他の厚生労働大臣が定めるハンセン病療養所等の入所者を含む世帯